

町税滞納による差押えの執行状況等について

今金町では、税負担の公平性や財源を確保するため、滞納整理を進めています。

町税等を滞納している方に対しては、給与・預貯金・生命保険等の差し押さえを執行し、強制的に徴収することができます。滞納している方は、早急に滞納の解消に努めてください。令和6年度に執行した差し押さえは、次のとおり

です。

※渡島・檜山地方税滞納整理機構による差し押さえは含んでおりません。

なお、納期限までに納税できない方や病気、失業、感染症等の影響により、一時的に納税が困難な方は、下記までお問い合わせください。

令和6年度 今金町における滞納処分の状況について

財産区分	件数	差押金額	備考
預貯金	10件	263,300円	実人数：7人
税還付金	2件	28,938円	実人数：2人
給与	11件	1,017,500円	実人数：5人
合計	23件	1,309,738円	実人数：14人

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ ☎82-0111

渡島・檜山地方税滞納整理の令和6年度の徴収実績及び令和7年度の引き受け状況について

渡島・檜山地方税滞納整理機構は、渡島・檜山管内（函館市を除く17市町）の地方税の滞納額の縮減を図るために市町に代わり、差押え・公売等の強制的な滞納整理を行っている一部事務組合です。平成16年に設立し、今年で22年目になり、納税に誠意のない方に対しては、毅然とした態度で対応して滞納整理を進めてまいりました。

令和6年度は、各市町から引き受けした257人（法人含む）、2億2,123万円の処理困難な事案に対して、預貯金、給与、生命保険、売掛金等の債権の差押えを中心にした滞納処分を183件、さらに、自宅等の強制家宅搜索を33件実施し、このうち、現金やテレビなどの動産の差押

えを3件執行しました。差し押さえた財産は、インターネット公売で換価し、滞納税に充てました。

この結果、最終収入額については、1億2,604万円、引受額に対する徴収率は56.97%となっております。

令和7年度も261人（法人含む）、2億76万円の滞納事案を引き受けし、粛々と滞納整理を進めているところです。

今年度も、財産調査を強化して滞納整理を進め、収入確保はもちろんのこと、納税されている方と納税に誠意のない方との税負担の公平を図っていきます。

参考

今金町の令和6年度実績件数	1件	310,047円
令和7年度移管件数	3件	2,002,267円



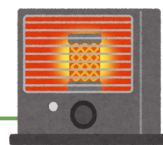
【問合せ】渡島・檜山地方税滞納整理機構 ☎0138-47-9599
税務住民課 課税収納グループ ☎82-0111

暖房燃料費等支給事業（旧名：福祉灯油券扶助事業）の受付について

今金町では、老人世帯等に対して生活の一助として福祉灯油券等の支給を行っているところですが、今年度より暖房燃料に灯油以外の燃料（電気、ガス、薪等）を使用している世帯も償還払いにて給付いたします。（上限1万5千円の口座振替による現金給付）

◆下記に該当すると思われる方は、お早めに保健福祉課までご連絡ください。

（注意）助成対象期間は12月～3月末日までとなります。



【対象世帯】

対象者は令和7年12月1日現在において次のいずれかに該当し、所得税・町民税の非課税世帯であり、世帯の中心となる方の前年収入が150万円未満の世帯です。（生活保護世帯は対象から除く）

- ①70歳以上の一人暮らし世帯
- ②老人夫婦世帯等（夫婦とも70歳以上）
- ③ひとり親世帯及び寡婦世帯
- ④心身障がい者世帯（身体障がい者手帳1級～3級の交付を受けているものが世帯主で、かつ生計中心者である世帯）

*①～④の世帯でも、子や親族の扶養になっている方、同居されている方は、収入に関係なく福祉灯油券等の交付対象とはなりません。また、遺族年金や障がい者年金を受給されている方は、それらも収入として加算されます。

【問合せ】保健福祉課 総務グループ ☎82-2780

児童手当制度について

1. 支給対象 児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）



*「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子のことをいう。

*「児童の兄弟等」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって、親等に経済的負担のある子をいう。

3. 支給時期 原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月（偶数月）にそれぞれの前月分までの手当を支給します。（例：6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。）

申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をして下さい。

○公務員になった ○退職等により公務員でなくなった ○勤務先の官署に変更がある場合

【問合せ】保健福祉課 総務グループ ☎82-2780